特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項 目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口県は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県知事

公表日

令和3年8月31日

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、同法で定める精神障害の状態にあると認めた者に対して精神障害者保健福祉手帳の交付を行う。申請者から申請があった場合、申請書等の内容を審査の上等級を決定し、手帳を交付する。特定個人情報ファイルは、精神障害者保健福祉手帳の①交付申請、更新申請、等級変更申請に係る審査・決定・交付に関する事務、②記載事項の変更に関する事務、③再交付に関する事務、④返還に関する事務、⑤交付台帳の整備に関する事務に使用する。
③システムの名称	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院)システム、山口県統合宛名管理システム、中間
2. 特定個人情報ファイル	<mark>- </mark> サーバ ·名
精神障害者保健福祉手帳ファ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第6号から同条第12号
4. 情報提供ネットワーク:	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二 25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条第1号から同条第3号 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 10の項、14の項、16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号、第11条第1号、第12条第1号、同条2号、同条4号、同条5号、同条6号及び同条8号、第20条第2号及び同条第6号、第21条第1号、同条第2号及び同条第3号、第22条第1号から同条第11号、第28条第1号から同条第10号、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4第1号及び第2号、第53条第1号から同条第3号、第55条第1号、同条第5号及び同条第9号、第59条の2第1号及び同条第2号から同条第4号
5. 評価実施機関における	5担当部署
①部署	健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	山口県 総務部 学事文書課 情報公開·文書班 753-8501 山口県山口市滝町1番1号 083-933-2576
8. 特定個人情報ファイル	・の取扱いに関する問合せ
連絡先	山口県 健康福祉部 健康増進課 精神・難病班 753-8501 山口県山口市滝町1番1号 083-933-2944

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			平成31年3月31日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	31年3月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種	類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書]、それぞれ重点	項目評価	1 2 3)基礎項目評価書加	
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワ	ークシステム	を通じた。	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分	である]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である) 課題が残されてい	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分	である]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である) 課題が残されてい	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+分	である]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である) 課題が残されてい	
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[+分	である]	1 2	く選択肢>)特に力を入れてい)十分である)課題が残されてい	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供	ŧネットワークシ	ノステムをi	通じた提供を関	余く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[+分	である]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である) 課題が残されてい	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続				ない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分	である]	1 2 3	<選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である) 課題が残されてい	୍ଷ ବ୍ୟ
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か		である]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である) 課題が残されてい	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分	である]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である) 課題が残されてい	
8. 監査						
実施の有無	[] 自己点标	 矣	[] 内	部監査	[〇] 外部	『監査
9. 従業者に対する教育・唇	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行	テっている]	1	く選択肢>)特に力を入れて行)十分に行っている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	I 4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第9条第1号、第11条第1号、第12条第1号、同 条2号、同条4号、同条5号、同条6号及び同条8 号、第20条第2号及び同条第6号、第21条第1 号、同条第2号及び同条第3号、第22条第1号か	79の項、85の2の項、106の項、108の項及び 116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第9条第1号、第11条第1号、第12条第1号、同 条2号、同条4号、同条5号、同条6号及び同条8 号、第20条第2号及び同条第6号、第21条第1 号、同条第2号及び同条第3号、第22条第1号から同条第11号、第28条第1号から同条第10号、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4第1号及び第2号、第53条第1号から同条第3号、第55条第1号、同条第	事後	